

令和7年度
第8回 福島地方最低賃金審議会
福島県最低賃金専門部会
議事録

日 時：令和7年9月2日(火)

16:00～17:50

場所：第二地方合同庁舎1階会議室

出席者：(公)熊沢、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎

(使)安達、金子、佐藤

1 開会

(部会長) 定刻となりましたので、これより令和7年度第8回福島県最低賃金専門部会を開会します。

2 定足数の確認

(部会長) 事務局より定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、元井委員が遅れての御出席となります。最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

3 金額審議

(部会長) 前回の専門部会では、使用者側からのみ金額提示を行いました。本日の審議といたしましては、どのように進めていくか御意見をお伺いしたいと思いますが、労使の皆様、いかがでしょうか。

(佐藤委員) 先に労使協議をさせていただければと思います。

(部会長) ただいま佐藤委員から労使協議を行いたいとの御発言がございましたが、労使委員の皆様よろしいでしょうか。

《労働者側委員同意》

(部会長) それでは、これから労使協議を行っていただきます。その内容について

は、今後の審議のため、公益委員側も把握する必要があることから、労使協議終了後、再度、この会場にお集まりいただき、概要を御報告いただきたいと思います。御報告のため、労使協議の場に事務局1名を同席させていただき、労使協議終了後、事務局からその状況を説明いただけるようお願いしたいと思います。併せて労使の皆様におかれましても御報告いただけるようお願いしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

《労働者側、使用者側、併に同意》

(部会長) ありがとうございます。

では、委員の皆様、準備がよろしければ、労使協議をお願いいたします。

専門部会は、一旦休会とします。

(室長) 本日は、労使協議の会場としまして、1階共用会議室2を用意しておりますので、御案内いたします。

【労働者側・使用者側委員退室】

【傍聴人退室】

【労使協議】

【労働者側・使用者側委員入室】

【傍聴人入室】

(部会長) それでは、再開いたします。

労働者側、使用者側の皆様、歩み寄りのために、時間をかけて御協議いただきましたこと、感謝申し上げます。

では、御協議いただきました概要につきまして、事務局から報告してください。

(基準部長) はい。事務局でございます。

今まで労使の方々で御協議をいただいたのですが、ここは公益も入ったうえで、三者で金額協議を行わせていただきたいという御提案がありましたので、三者での金額協議を御検討いただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(部会長) ありがとうございました。

次に労働者側、使用者側から追加等の御報告はありますか。

(　な　し　)

(部会長) そうしましたら、公労使交えての三者による金額協議の申出がありましたが、これから実施するということでよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(部会長) それでは、これから三者での協議を行わせていただきます。この三者での協議につきましては、今まで行われておりました公労・公使での金額審議と同様と考えます。そのため、部会長としまして、金額審議になりますので、福島地方最低賃金審議会専門部会規程第5条に基づき、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると判断し、専門部会を非公開とさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

《異議なしの声》

(部会長) 異議なしとの声をいただきましたので、そのようにさせていただきます。それでは、傍聴人は退室してください。

【傍聴人退室】

<金額審議>

【傍聴人入室】

(部会長) 先ほどの公労使三者による金額審議において、公益見解の提示、それに基づく採決の御提案がありました。それでは、まず事務局から採決による規程の説明をお願いします。

(室長) はい。採決にかかる規定について御説明いたします。

最低賃金審議会令第5条第3項（会議）で、「審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっており、また、同令第6条第6項で「前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。」となっています。

なお、この場合、部会長は過半数の基準としての出席委員には算入しないことが妥当であるとされています。

(部会長) では、公益見解を取りまとめるため、ここで公益側協議のため休憩とし、その後に協議結果についてお示ししたいと思います。なお、公益見解

については、福島県最低賃金額だけでなく、効力発生日についても、お示
したいと考えますが、よろしいでしょうか。

《異議なしの発言》

(部会長) ありがとうございます。では、事務局は労使委員を控室に案内してください。

【労働者側・使用者側委員退室】

【傍聴人退室】

【公益委員見解協議】

【労働者側・使用者側委員入室】

【傍聴人入室】

(部会長) それでは再開します。

労使の皆様、真摯な御議論ありがとうございました。今年度は専門部会の審議が例年の倍近い回数を重ねました。熱心な審議をしていただいたこと、また金額審議だけでなく、労使歩み寄りのために労使協議を数多く行っていただいたこと、公益を代表いたしまして感謝申し上げます。そのように皆様に歩み寄りをしていただいたところでございますが、残念ながら金額の一致は見なかつたところでございます。さらに、今年度の審議では、本日、公労使による三者での金額審議を開催し、全会一致に向けた協議を行いましたが、残念ながら金額一致を見るまでには至りませんでした。金額の一致に至らなかつたことから、労使の皆様から公益見解の御要望がありました。そのため、今から公益見解をお伝えいたします。

「福島県最低賃金については、中央最低賃金審議会で示された目安額63円に15円プラスし、78円引上げて1,033円とする。」ことを提案します。その理由を御説明いたします。公益見解を作成するにあたりまして、中央最低賃金審議会から示された目安額を十分に参考にしつつ、賃金改定状況調査等の中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会配布資料、専門部会の審議における労使各側からの主張、事務局から提供のあつた福島における最低賃金に関する基礎調査結果報告書、福島と全国を比較した労働経済指標、生活関連指標などの様々な資料を踏まえ、最低賃金法第25条第5項に基づく意見聴取手続きにのって提出された改正に対する

様々な意見や各種要請書を参考に最低賃金法第9条第2項の最低賃金決定の3要素に基づき、さらに新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改定版及び経済財政運営と改革の基本方針2025、特に最低賃金を着実に引上げ2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かって、たゆまぬ努力を続けることに配意して、福島の地域の経済、雇用の実態を見極め、真摯に検討を行ったところでございます。

福島県の経済状況について、法第9条第2項の最低賃金決定の3要素の観点から説明させていただきます。まず労働者の生計費ですが、福島における2020年を100とした消費者物価指数について、総合は44ヶ月連続で前年を上回っており、2025年6月の消費者物価指数総合は111.3ポイント、対前年比2.6ポイント、持家の帰属家賃を除く総合113.3ポイント、対前年比3.1ポイントとなっております。また、福島県の生活に直結する福島市における食料の消費者物価指数についても、44ヶ月連続で前年を上回っており、2025年6月食料の消費者物価指数122.6ポイント、対前年同月比5.6ポイント、消費者物価指数総合の前年度比2.6ポイント大きく上回っております。さらに、年間購入頻度のなかで頻繁に購入する品目及び1ヶ月に1回購入する品目の消費者物価指数は、2024年及び2025年の1月から6月期を平均して比較した場合、概算ではありますが、7.0ポイント上昇、2024年1月から6月まで116.2ポイント、2025年の1月から6月まで123.2ポイント、同期間で比較したガソリンを含むエネルギーは6.6ポイント、食料は7.4ポイント、光熱水道は6.0ポイントと、今年前半、県民の生活に直結した物価の上昇が大きく、特に最低賃金近傍で働く方々の生活は、昨年に増してさらに苦しい状況となっていると考えられます。

次に、労働者の賃金ですが、全国の賃金引上げ状況については、一般社団法人日本経済団体連合会による2025年春季労使交渉、中小企業業種別回答状況、2025年6月20日によると、251社平均で4.35%の引上げであり、昨年3.92%よりも引上げが大きくなっています。また、福島における春季賃上げ妥結状況につきましても、妥結引上げ率、合計加重平均で4.99%と福島でも賃金引上げの傾向は継続していると

ところでございます。一方、福島県5人以上の事業規模におけるきまって支給する給与について、2020年を100とした賃金指数は、直近である令和7年5月で104.6ポイントとなっており、同月の消費者物価指数総合111.6%と比較しても、賃金が物価に追い付いていない状況であります。

なお、毎月勤労統計調査地方調査における福島県令和7年4月分の産業別及び就業形態別月間給与額労働時間を見るとパートタイム労働者の時給は1,212円、所定内給与104,144円÷所定労働時間85.9時間であり、福島県においてパートタイムで働く方々の時給は平均1,200円程度となっていることも留意が必要であります。

次に、通常の事業の支払能力についてですが、業種等の賃金支払能力を概括的に把握するためには、出荷額・付加価値額等を検討することによって可能であるとされております。最新となる令和4年の福島県製造品出荷額等は前年と比較して6.2%増加しているものの、付加価値額は0.2%増、2021年の増加13.0%を大きく下回っている状況であります。これは、石油価格を含めた原材料費の高騰が原因となっており、今後の価格転嫁の動きを注視しなければならないところでございます。

また2025年1月から6月の福島県企業倒産件数・負債額は、倒産件数51件、負債総額36億1800万円と共に減少、前年同期比5件減、42億2800万円減しているものの、販売不振が43件と不況型倒産が多くなっているところでございます。また、企業短期経済観測調査、いわゆる短観についても、全業種全国15ポイント、福島県は2ポイント、製造業は全国7ポイント、福島県は0ポイントとなっており、景気の現状や見通しは全国と比較して大幅に低い状況により、福島県経済の先行きは不透明であると言えます。

今後の経済の先行きに関する懸念点としては、トランプ米政権と日本との関税協議の合意である日本からの輸入品に15%のベースライン関税が適用されることで、中小零細企業が多い福島県内の製造業にどのような影響を与えるか、また不況型倒産が今後増加するかどうかも、通常の事業の支払能力に影響を与えるものと考えられます。

福島県における令和7年度最低賃金引上げ額について、最低賃金制度は低賃金労働者に賃金の最低額を保障することにより、その労働条件の改善を図ることだけでなく、労働者の生活の安定や、労働力の質的向上などに資することが目的となっております。また、最低賃金法第9条第2項において、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないことが定められており、この最低賃金決定の3要素をもって、福島県最低賃金の額を決めていくことが原則となります。これに加え、福島県の地理的状況としては、東北地域と北関東地域の中間に位置しております。この状況の中、労働力確保のため、福島県は他県よりも経済的立場の優位性を確保していく必要があることにも留意すべきであります。福島県を含めた各自治体や各種団体などによる福島県最低賃金の引上げを求める意見書の中では、最低賃金の地域間格差が地方からの人口流出を招いていることも示されているという指摘があります。また、福島労働局の資料、新規高等学校卒業者の県内受理求人への就職割合の推移を見ると、令和4年3月卒業をピークに新卒者が県外の求人に対して関心を示す傾向が見られます。この原因が福島県最低賃金額の影響であるかどうかは定かではありませんが、最低賃金を含めた福島県で働く方々の賃金引上げにより、他県、近隣都市への労働力流出を食い止めたいという自治体等からの御要望には応えていく必要があると感じております。

さらに、福島県は東日本大震災の影響から復興の途中であります。その中では、労働者の流出を食い止めるだけでなく、他県から労働者を集めること、またベンチャーを含めた新設法人を集めることも福島県としては必須の課題であります。さらに、労働力を集めるためには、昨年度も公益見解がありましたとおり、日本国内だけでなく、技能実習生を含めた外国人労働者の方々の労働力も必要となります。このため、国内だけでなく海外の労働者から選ばれる福島県でなければならないということも考慮しなければならないという状況は昨年度と同様であります。

これらの観点から、ここ福島県における最低賃金額を検討する場合、今年度取り組まなければならない、最も重要な課題は、物価上昇が賃金の伸

びに追いついていないことあります。冒頭で申し上げたとおり、最低賃金制度の本来の目的が、低賃金労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件を改善するということが、公益としては今年度最も重視しなければならないことであり、最低賃金制度が労働者のセーフティネットであるという原点に立ち返らなければならないと考えております。

そのため、まずは福島県内で働くすべての方々の足元での物価上昇とそれに対応した令和7年度の賃金額を検証する必要があります。これは8月21日の第5回専門部会で提出された資料から、今年2025年1月から5月期の2020年を100とした、きまって支給する給与賃金指数と消費者物価指数総合を比較することで可能であります。これを計算すると、2025年1月から5月期、きまって支給する給与賃金指数平均103.86ポイント、消費者物価指数総合平均111.08ポイント、この指数の差は約7.2ポイントであり、これが福島県で働く方々の現在の最低賃金額において2020年をベースとした福島県地域別最低賃金になられるべき立ち位置であり、この差をまずは最優先で解消すべきであると考えております。

一方、帝国データバンクの発表によれば、今年9月の飲食料品の値上げが9ヶ月連続で前年を上回ること、今後は恒常的なコスト増を想定した継続的な値上げ戦略へ移行する動きも見られ、飲食料品における値上げは長期かつ恒常化する可能性が高いと見られるとのことであります。さらに福島県の事業場においても、福島県の短期経済観測調査、短観では、全産業2ポイント、全国15ポイント、製造業0ポイント、全国7ポイントとなっており、今後の福島県で働く方の生活だけでなく、企業経営にも先行きに不透明感はあることは事実であります。この先行き不透明感への対策としては、経済財政運営と改革の基本方針2025に記載されている、賃上げこそが成長戦略の要であるということ、持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させることだと考えます。

公益としては、福島県民の所得と経済全体の生産性を向上させることに加え、東日本大震災からの復興を成し遂げることが重要であります。その

ためには、成長戦略の要である最低賃金を含めた賃上げを、ここ福島においては率先して実施していくことが重要であると認識しております。これは、先ほどの、消費者物価指数総合ときまとて支給する給与額賃金指数との差に、実質賃金へと上昇させるための1%プラスすることにより、福島県で働く方々の本年度の最低賃金の引上げが、最低賃金近傍で働く方々においては、名目賃金ではなく、物価上昇を上回る実質賃金まで引上げることとなり、それが起爆剤となって県全体の所得及び生産性が向上し、これにより、必要な人材だけでなく、ベンチャーも含めた企業が全国から集まるこことによって、福島県が東日本大震災から復興していること全国にアピールすることにも繋がることを期待するものであります。

ここで令和7年度福島県最低賃金額については、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解において、Aランク63円5.6%、Bランク63円6.3%、Cランク64円6.7%とすることが考えられるとされ、Bランクに位置する福島県における引上げ額の目安は63円、引上げ率約6.6%とされました。この引上げ額の目安は全国のバランスを配慮する観点から参考されるべきものでありますが、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないとされております。

これらを踏まえ、令和7年度の福島県地域別最低賃金は、令和6年福島県最低賃金955円に8.2%を乗じ1,033円、結果Bランク目安63円プラス15円として、金額78円の引上げを提案するものであります。

この福島県最低賃金の効力発生日については、中央最低賃金審議会において、各地方最低賃金審議会の公労使間で議論して決定できるとされること踏まえ、引上げ額と共に発効日についても十分に議論できるよう要望するとされておりますが、使用者側委員からも同様の御要望をいただいているところでございます。効力発生日は来年度以降も審議会において議論が必要ですが、今年度の福島県最低賃金の引上げは、過去例を見ない大きな引上げであり、福島県で事業を営む方々の万全な準備が必要であること、また、この引上げのためには各事業場の努力だけでなく、公的機関における委託契約の見直しを含めた関連会社全体の価格転嫁に対する

理解も必要となること、さらに税制上の扶養範囲における年収の期間はその年の1月1日から12月31日となりますことから、年内の最低賃金引上げとなれば、税制上の扶養範囲規格の年収で働いていた方の給与が増加し、その範囲を超えてしまう可能性があることなどの問題があり、働く方、事業を営む方、それに多大な影響があります。その影響を少しでも和らげるためには、これまで以上に準備期間が必要であり、今年度の福島県最低賃金の効力発生日は令和8年1月1日としたいと考えております。

この福島県最低賃金については、福島労働局や所轄労働基準監督署を中心とした行政機関において、この新たな最低賃金額を知らないという方がいないよう徹底した周知をお願いします。また、福島県の経済を押し上げていくためには、福島県全体での賃金引上げの雰囲気づくりが必要あります。報道機関の皆様におかれましても、賃上げの雰囲気づくりに御協力ををお願いしたいと考えております。

最後に、労働者側、使用者側委員に対しまして、公益委員を代表しましてお願いがございます。8月21日に開催されました第5回福島最低賃金審議会専門部会で示された事務局提出資料、「福島県の経済状況、最低賃金決定の3要素の観点から」によれば、県内総生産は令和3年21位、一人当たり16位、労働者生計費として消費者物価地域差指数は総合16位、労働者の賃金として毎月勤労統計調査令和4年では14位、通常の事業の支払能力として製造品出荷額等、経済センサス令和2年では22位、年間商品販売額、経済センサス令和2年は20位、純付加価値額、経済センサス令和3年では22位と、福島県の経済的地位は全国において中位となっている一方、福島県地域別最低賃金は令和6年度に効力が発生した福島県最低賃金では全国36位となっています。可能であれば、福島県の地域別最低賃金についても、経済的地位と同様に都道府県で中位となるよう、労働者側、使用者側各委員の皆様からの御協力・御支援をいただきながら、来年度以降の地域別最低賃金の審議を進めさせていただきたいと思います。御協力のほど、なにとぞよろしくお願ひいたします。

以上が公益見解となります。

では、採決いたしますが、非公開となりますので、傍聴人は退出願います。事務局は案内をお願いします。

【傍聴人退室】

＜採決＞

【傍聴人入室】

(部会長) それでは、確認いたしますが、最低賃金につきましては、採決の結果、賛成5名、反対3名となりましたので、公益見解の内容を専門部会の結論といたします。

発効日につきましては、令和8年1月1日といたします。

次に、報告書についてですが、「政府・福島県に対する要望」を記載することについてお諮りしたいと思います。何か御提案はありますでしょうか。

(室長) 事務的なことで恐縮ですが、次回の審議会で要望を入れていただくことではどうでしょうか。

(部会長) 専門部会の報告としては要望をつけないこととし、本審の答申で付けるということでしょうか。

(室長) はい。

《異議なしの声》

(部会長) それでは、報告書を作成しますので、報告書ができるまで休憩といたします。

【休憩】

(部会長) それでは、専門部会から審議会へ提出する報告書の確認を行いますので、事務局は準備をお願いします。準備出来次第、報告書の読み上げをお願いします。

【報告書を部会長へ手交】

【報告書写しを各委員へ配布】

(室長) それでは、専門部会報告書を読み上げます。

【報告書の読み上げ】

(部会長) 事務局より報告書の読み上げがありましたが、報告書の内容で異議ございませんか。

《異議なしの声》

(部会長) 異議がないとのことですので、本報告書をもって福島地方最低賃金審議会に報告することとします。

4 閉 会

(部会長) では、これにて本日の専門部会は閉会といたします。ありがとうございました。